

令和 6 年 6 月 17 日

市政記者クラブ 様

北区役所区政部総務課
担当：稲垣（電話 917-6411）
（18 時 00 分まで職員が待機します）

北区役所における文書の配付誤りについて

北区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和 6 年 6 月 14 日（金）

2 発生場所

北区宮前学区内（北区上飯田北町 1 丁目付近）

3 事実の概要

令和 6 年 6 月 13 日（木）、通達員が A さんに配付すべき「介護保険料納付書（以下「納付書」という。）」を B さんに配付しました。6 月 14 日（金）、B さんが郵便局に持参され払い込みをしようとしたところ、A さん宛てのものであったことから、同日、郵便局より区役所に連絡があり、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、被保険者番号、介護保険料額

5 対応

- ・令和 6 年 6 月 14 日（金）、区役所職員が郵便局へ行き、納付書を回収しました。
- ・B さんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪しました。
- ・A さんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、納付書をお渡ししました。

6 原因

A さん宅と B さん宅は近隣であり、投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず、氏名と住所を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。